

令和7年度鹿児島県児童養護施設等物価高騰対策支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、国の「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」（令和7年5月27日閣議決定）等の取組に対応し、ＬＰガス料金の物価高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けている民間の児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム）、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）、助産施設（以下「民間児童養護施設等」という。）に対し、安心・安全で質の高い支援を実施し、安定的な運営を行うことができるよう、ＬＰガス使用に係る経費の価格高騰分の一部を支援するための児童養護施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、入所児童等への安定的な支援の継続に資することを目的とする。

（支給の要件）

第2条 鹿児島県（以下「県」という。）は、前条の目的を達成するため、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）における措置費等（以下「措置費等」という。）により運営されている県内の民間児童養護施設等のうち、令和7年4月1日から令和7年6月26日までの間において、県が支弁する令和7年度に係る措置費等の対象施設等であり、かつ、物価高騰等によるＬＰガス等の高騰分を価格転嫁できない次の民間児童養護施設等（以下「支給対象施設等」という。）に対し、給付金を支給する。

支給対象施設等の種別	設置運営主体等
・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム） ・ 母子生活支援施設 ・ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム） ・ 助産施設	・ 社会福祉法人 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者 ・ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型を運営している者 ・ 助産施設を運営している者

（給付金の支給等）

第3条 県は、支給対象施設等に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象施設等に対して支給する給付金は、次に定める金額のとおりとする。

L P ガスの使用に係る経費の支援

支給対象施設等の種別	給付金の金額
・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム） ・ 母子生活支援施設 ・ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム） ・ 助産施設	令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 26 日までの間において、県が令和 7 年度に係る措置費等を支弁した左記の施設等 1 か所当たり 15, 000 円

（支給の方法等）

第 4 条 知事は、支給対象施設等に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 支給対象施設等は、前項の通知を受けた際、別記第 1 号様式により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は、知事が定める期限までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象施設等に対し、給付金を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

4 県は、措置費等を支弁している支給対象施設等の金融機関の口座（以下「口座」という。）に振り込むこととする。

5 県が支給を決定した場合は、口座に振り込むことで通知に代えることとする。

（その他）

第 5 条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。

児童養護施設等物価高騰対策支援給付金の受給拒否届出書

鹿児島県知事 殿

- 私は、鹿児島県児童養護施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第 4 条第 2 項に基づき、児童養護施設等物価高騰対策支援給付金の受給について拒否することを、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先